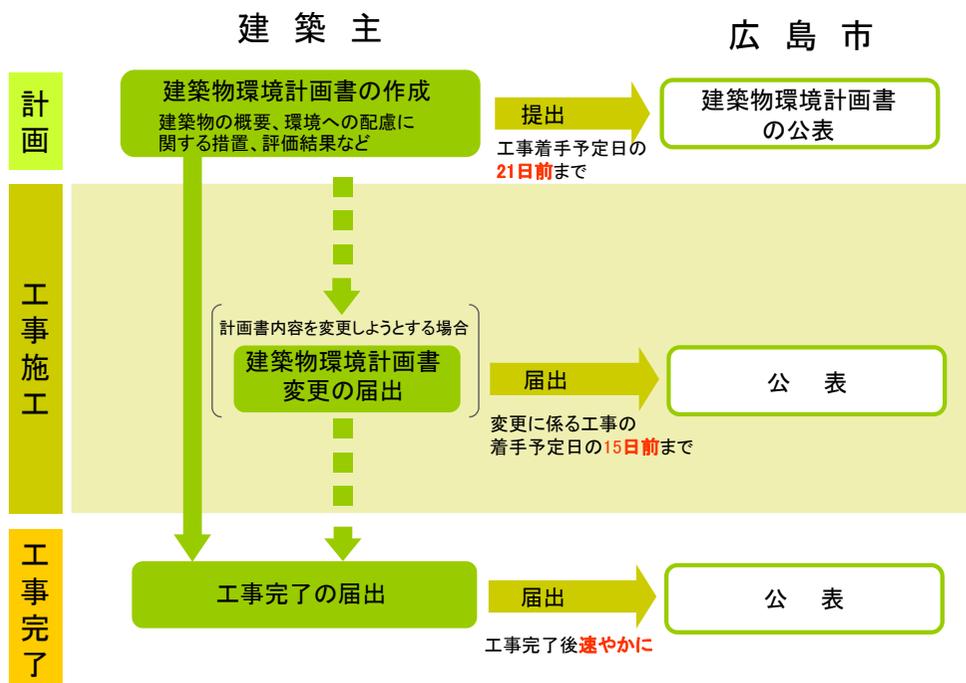


提出・届出および公表の流れ



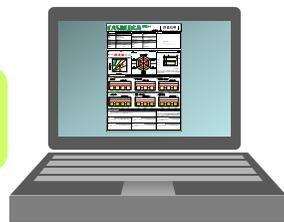
建築物環境計画書の公表



サイト検索で

建築物環境配慮

検索



建築物環境配慮制度の「建築物TOP」ページから、建築物環境計画書の概要などを閲覧することができます。
また、提出書類の様式や評価ソフト等ダウンロードできます。

広島市のホームページ

<http://www.city.hiroshima.jp/>

問合せ先

広島市 都市整備局 指導部 建築指導課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2288 FAX 082-504-2529



カーボンマイナス70

広島市では、2050年までに温室効果ガスを70%削減する目標を掲げ取り組んでいます。皆様のご協力をお願いします。

平成21年6月第1版

これから建築物を建てる方へ

床面積の合計
2,000㎡以上の
建築物の新築・増改築

平成22年4月1日から
建築物環境計画書の提出
が、必要となります

「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」
に基づく「建築物環境配慮制度」が始まります

あなたの取組みが温暖化対策に貢献します

今、市民ひとりひとりの環境に配慮した取組みが求められています。

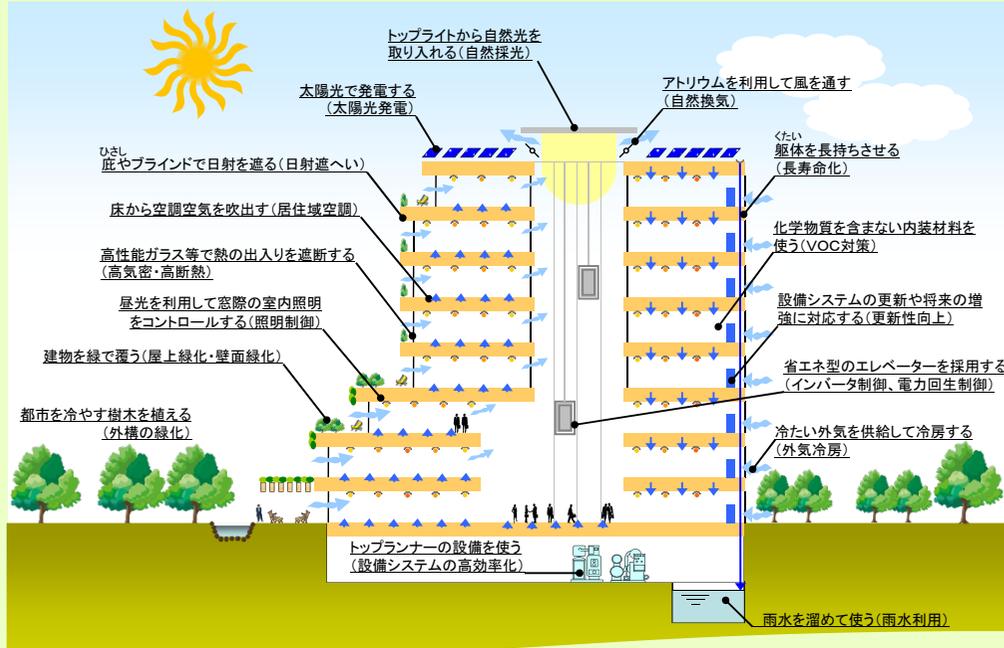
広島市では、建築物について環境への取組みを促し、環境に配慮した建築物の普及を図ることを目的に「建築物環境配慮制度」を創設しました。



CASBEE® 広島

広島市

建築物に係る環境に配慮した取組み事例



建築物に係る環境に配慮して講ずべき措置

「建築物環境配慮指針(平成21年3月31日広島市告示第112号)」に定める措置

- ▶ 広島市では、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例により、建築物に係る環境への配慮に関する指針(建築物環境配慮指針)を定めています。
- ▶ この指針では、建築物について、環境への負荷の低減や環境品質の向上を図るため、建築主が講ずべき措置を定めています。

(1) 建築物の環境負荷低減

- ア エネルギー使用の合理化**
- (ア) 建物の熱負荷抑制
 - (イ) 自然エネルギーの有効利用
 - (ウ) 設備システムの高効率化
 - (エ) エネルギーの効率的運用
- イ 資源・建築材料の適正な利用**
- (ア) 水資源の保護
 - (イ) 非再生性資源の使用量削減
 - (ウ) 汚染物質含有材料の使用回避
- ウ 敷地外環境の保全**
- (ア) 地球温暖化への配慮
 - (イ) 地域環境への配慮
 - (ウ) 周辺環境への配慮

(2) 建築物の環境品質向上

- ア 室内環境品質の向上**
- (ア) 音環境の向上
 - (イ) 温熱環境の向上
 - (ウ) 光・視環境の向上
 - (エ) 空気質環境の向上
- イ サービス性能の向上**
- (ア) 機能性の向上
 - (イ) 耐用性・信頼性の向上
 - (ウ) 対応性・更新性の向上
- ウ 室外環境(敷地内)品質の向上**
- (ア) 生物環境の保全と創出
 - (イ) まちなみ・景観への配慮
 - (ウ) 地域性・アメニティへの配慮

「CASBEE広島」とは

- ▶ 広島市は、財団法人建築環境・省エネルギー機構が国土交通省支援のもと開発した評価ツール「建築環境総合性能評価システム(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)」をベースに、本市の地域特性等を加味して「CASBEE広島」を作成しました。
- ▶ この「CASBEE広島」は、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。

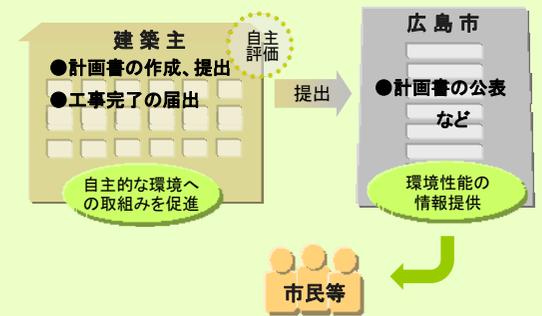
「CASBEE広島」の評価の仕組み

- ▶ 「CASBEE広島」では、敷地境界等による仮想境界で区分された内外二つの空間を想定し、
 - ① 境界内部の建築物の環境品質に係る要素(Q:Quality)
 - ② 境界を越えて外部に与える環境負荷に係る要素(L:Load)
 のそれぞれの環境配慮項目に係る取組みを評価します。
- ▶ これらの二つの評価軸を統合し、建築物の環境性能効率(以下、BEE)という数値を用いて、建築物の環境性能の評価を行います。建築物のBEEは、環境の品質・性能(Q)が高いほど、また外部への環境負荷(L)が低いほど大きい値となり、BEEが大きいかほど環境に配慮した建築物として評価されます。

条例(建築物環境配慮制度)の概要

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例を平成21年3月30日に制定しました。

この条例の施行日(平成22年4月1日)から、建築物の床面積の合計が2,000㎡以上の新築、改築又は増築をしようとする建築主に対して、**環境への配慮に関する措置に係る性能の評価結果などを記載した「建築物環境計画書」**の提出及び工事完了の届出が義務付けられます。



対象となる建築行為: 建築物環境計画書の作成等が義務付けられる建築行為

建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上の新築等(新築、増築又は改築)

※増築又は改築の場合は、増築又は改築に係る床面積の合計が2,000平方メートル以上(なお、この条例の施行日前に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知がされている建築物については、建築物環境計画書の提出等の義務付け対象にはなりません。)

制度の内容

1 建築物に係る環境への配慮

- ▶ 建築物の新築等しようとする建築主は、環境への配慮に関する措置を適切に講ずるよう努めましょう。
- ▶ 建築物の所有者及び管理者は、環境への配慮をした適切な維持管理をするよう努めましょう。

2 対象となる建築行為を行おうとする建築主に対する義務付け

- ▶ 対象となる建築行為を行おうとする建築主は、工事着手予定日の21日前までに、建築物環境計画書を市長に提出しなければなりません。
- (※建築物環境計画書には、「CASBEE広島」を用いた評価結果などを添えて提出)
- ▶ 建築物環境計画書に記載した事項を変更しようとする場合は、変更に係る工事着手予定日の15日前までに、その内容を届け出なければなりません。ただし、軽微な変更は除きます。
- ▶ 工事が完了したとき、又は工事を取りやめたときは、速やかにその旨を届け出なければなりません。

3 市による公表

- ▶ 市は、建築物環境計画書等の概要をホームページなどにより公表します。

4 義務付け対象の建築主以外の任意提出等

- ▶ 対象となる建築行為を行おうとする建築主以外で建築物(戸建住宅、長屋を除く。)の新築等しようとする建築主も建築物計画書を市長に提出できます。
- ▶ 計画書を提出した場合は、義務付け対象の建築主と同様、工事完了の届出等が義務付けられます。

